

議会運営委員会会議録

令和6年8月26日(月)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:52

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議案及び報告の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 決算特別委員会の設置について
 - (1) 名称：令和5年度決算特別委員会
 - (2) 定数：11人
 - (3) 人選届出期限：8月30日(金)午後5時
 - (4) 設置時期：9月3日(火)定例会初日
- 5 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日について
 - (1) 一般質問通告締切日 8月27日(火)午後5時
 - (2) 議案に対する質疑通告締切日 9月4日(水)午後5時
 - (3) 意見書案・請願提出締切日 9月4日(水)午後5時
- 6 陳情の取り扱いについて
 - (1) 陳情第15号 母(玉乖彦)が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情
- 7 議員派遣について
 - (1) 第19回全国市議会議長会研究フォーラム(10月9日(水)・10日(木)岩手県盛岡市)
 - (2) 第86回全国都市問題会議(10月17日(木)・18日(金)兵庫県姫路市)
- 8 議会基本条例について

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

田中英美委員から、8月23日に本委員会の委員を辞任したい旨の申し出が議長宛てになされ、飯塚市議会委員会条例第14条の規定により、同日、議長において許可されております。

また、8月23日に同条例第8条第1項の規定により、議長において金子議員を本委員会の委員に指名されておりますので、ご報告いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

令和6年第3回定例会の提出議案及び報告について、執行部に説明を求めます。

○総務課長

予算関係の議案から、ご説明いたします。

「議案第71号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第3号)」及び「議案第72号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)」につきましては、「議案第71号・第72号」と記載しております「令和6年度補正予算資料」をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。表の下に記載しておりますように、原油価格・物価高騰対策

事業等、当初予算編成後に発生した事由により早急に執行すべき経費を補正するものでございます。

一般会計では、歳入歳出予算の総額に8億4151万4千円を追加して834億8603万4千円にしようとするものでございます。

工業用地造成事業特別会計では、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳入の款・項の区分及び金額を補正するものでございます。

4ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明は省略させていただきます。

以上で、予算議案の説明を終わります。

続きまして、予算関係以外の議案について、「議案概要」で、説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。「議案第73号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布に伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第74号 飯塚市庄内生活体験学校条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚市庄内生活体験学校の休館日の変更を行うとともに、教育委員会又は指定管理者のいずれによっても管理することができるよう、関係規定を整備するものでございます。

「議案第75号 飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第76号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布に伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第77号 土地の処分」につきましては、筑穂地域工業団地造成用地の一部6万3029.61平方メートルを「DIST株式会社」に売却するもので、処分価格は1億2221万5千円でございます。

2ページをお願いいたします。「議案第78号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（市道上の車両損傷事故）」につきましては、柏の森地内の市道で発生した車両損傷事故についてでございます。この車両損傷事故につきましては、損害賠償額が確定し相手方に67万6418円を支払う旨の協議が整いましたので、和解を行うものでございます。

「議案第79号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」につきましては、秋松地内の市道で発生した交通事故についてでございます。この交通事故につきましては、損害賠償額が確定し相手方に167万9192円を支払う旨の協議が整いましたので、和解を行うものでございます。

「議案第80号 指定管理者の指定」につきましては、「飯塚市体育施設」の指定管理者として、「一般社団法人 飯塚市スポーツ協会」を令和7年度から3年間指定するものでございます。

「議案第81号 指定管理者の指定」につきましては、「飯塚市健幸プラザ」の指定管理者として、「一般社団法人 飯塚市スポーツ協会」を令和7年度から3年間指定するものでございます。

「議案第82号 指定管理者の指定」につきましては、「飯塚市庄内生活体験学校」の指定管理者として、「特定非営利活動法人 体験教育研究会 ドングリ」を令和7年度から5年間指定するものでございます。

3ページをお願いいたします。議案第83号から議案第85号までの「電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更」につきましては、芦屋町、うきは市及び直方市

から受託しております電子情報処理組織による戸籍事務の管理、執行に関する事務についての規約を変更するものでございます。

「議案第86号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更」につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることに伴い、規約を変更するものでございます。

「議案第87号 市道路線の廃止及び認定」につきましては、市道路線認定の更正により、1路線を廃止及び認定するものでございます。

「議案第88号 市道路線の認定」につきましては、寄附採納等に伴い6路線を認定するものでございます。

4ページをお願いいたします。議案第89号から議案第92号までの4件の人事議案につきましては、委員の辞職に伴う「公平委員会委員」1名の選任について、議会の同意を求め、任期満了に伴う「人権擁護委員」3名の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。人事議案につきましては、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。

「令和5年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」から「令和5年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」までの14件の認定議案につきましては、地方自治法、地方公営企業法の規定に基づき、令和5年度の各会計の決算の認定をお願いするものでございます。

以上で、議案の説明を終わります。

最後に、報告について、引き続き「議案概要」で、説明させていただきます。

5ページをお願いいたします。報告第13号から第16号までの4件の報告でございますが、「市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」の専決処分、令和5年度の「一般会計及び下水道事業会計の継続費精算報告書」及び「健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率」につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「議案の付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について、説明いたします。

「令和6年第3回市議会定例会議案一覧表」をご覧ください。

議案第71号は総務委員会に、72号は経済建設委員会に、73号は総務委員会に、74号は福祉文教委員会に、75号及び76号は協働環境委員会に、77号から79号までの3件は経済建設委員会に、80号は協働環境委員会に、81号及び82号は福祉文教委員会に、83号から86号までの4件は協働環境委員会に、87号及び88号は経済建設委員会に、それぞれ付託していただいております。

次に、人事議案であります議案第89号から92号までの4件は、最終日に上程し、提案理由説明の後、委員会付託省略を諮っていただき、質疑、討論、採決としていただいております。

次に、認定議案でございますが、認定第1号から10号までの10件につきましては、後ほどご審議いただきます特別委員会に、11号から14号までの4件につきましては経済建設委員会に、それぞれ付託していただいております。

最後に、報告事項4件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。

また、これにあわせる形で議案付託一覧表（案）も作成いたしております。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案の付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定について、ご説明いたします。

「令和6年第3回飯塚市議会定例会 会期日程（案）」をご覧ください。

会期につきましては、9月3日から9月26日までの24日間を考えております。

次に、会議予定でございますが、本会議、委員会ともにそれぞれ会期日程（案）に記載のとおりと考えております。

なお、9月13日及び17日に開催されます委員会につきましては、三密を避けるため、これまでと同様に、議場と委員会室を使用して開催いたします。会議中のペットボトルの持ち込み等、感染防止策につきましては、引き続き実施していくこととしております。

最後に、初日6番目の「議案に対する質疑、委員会付託」につきましては、後ほどご審議いただくこととしております。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。会期日程（案）について質問と提案をしたいと思うんですけども、9月3日、火曜日、初日ですが、1として開会、2として会期の決定となっております。私はこの2の会期決定の後、3の行政報告の前に、副市長開庁中パチンコ遊技及び市長の対応について、市長による経過報告を入れてはどうかと考えるんですね。それで、委員長のほうで、このことについてはどう検討されたか、お尋ねしたいと思います。

○委員長

今、川上委員のほうから申入れがありました副市長の不祥事等の説明については、正副議長において処理していただいております。理由としては、市長、副市長からそういった説明を、議会を代表する正副議長が受けたということで、謝罪も受けております。代表者会議に出席されていない方もおられますが、先日の代表者会議の場でも、副市長自らが状況報告と成り行き、反省点、もしくは今後の対応等の謝罪を含めたお話をいただいておりますので、本会議においての特別な謝罪、もしくは説明等は必要ないということ、正副議長及び代表者会議の中でも確認したところであります。

○川上委員

経過は分かりました。しかしながら、本市の副市長職にある者の行為としては、振り返れば、賭けマージャン事件がありました。これは、当時の市長、副市長、教育長が、業者と元上下水道事業管理者、元市議会議員の配偶者が営んでいた元雀荘で繰り返しておったということで、

御承知のとおりのような展開になっていくんですけれども。

その後の副市長は、就任にあたり、お祝いということだったと思いますけれども、市外に1泊2日の旅行を、現職の市議会議員、元市議会議員、地元業者社長、市の現役の企業局部長、それから包括的な委託をかけている事業者のところに就職した元職員等の事件があり、この件については、その年度の特別委員会の初日において、この件が明らかにできなければ審査ができないということで、初日途中で継続審査というふうになった経過もあります。

そこから重大な教訓が幾つもあったにもかかわらず、今回の事件が起きたわけですね。現在の副市長、今回、当事者となった久世賢治副市長は、本市の最高幹部の一員として副市長の役割を果たす。その中では、業者選考の委員会の責任者の役割も果たしているわけなんですけれども、同時に広域組合、ふくおか県央衛生施設広域組合において、現在、4月29日公募されておりますけれども、約676億6千万円の事業の公募がっておりますけれども、その業者選考委員の重要な役割を果たす委員の1人となっているわけです。このときにですね、事件は4月19日に、事件というか、写真、目撃はされているんですけども、この公募を準備する時期に、こうしたことが起こっているというようなことも含めて考えると、その間に市長がどういう対応をしたかということを考えれば、先ほど正副議長及び代表者会議で、事実上、不問に付すようなことで合意したというような話でしたけれども、これで飯塚市議会の役割を果たせるのかと思うわけです。

それで私は、この件については、副市長のパチンコ遊技問題という視点と同時に、市政をこの告発者がゆがめる意図がなかったかと、そういう危機感を持って市長が対応したのかというようなことも、第2の問題としては浮上していると思うんですね。ですから、とりわけ議会は、副市長が一旦表明した辞意を撤回したとしても、公正な市政運営を貫けるのかという問題意識、それから、これはもしかしたら氷山の一角かもしれないじゃないですか。ですから、背景を含めて、全貌を明らかにするような仕事が今議会に求められていると私は思うわけです。その点でいえば、その第一歩として、初日の行政報告に入る前に、武井市長が責任を持って、市長としての経過報告を行い、質疑、答弁を会期日程に入れるべきだというふうに思います。代表者会議で議論して、そういうことかもしれませんが、議会運営委員会としては、そうですかと言えない事情があると思いますので、委員会として検討していただけないかと思います。

○委員長

川上委員の指摘の件につきましては、会期日程に入れないことは、すでに議長のほうで決定されていますので、議会運営委員会としては、今の意見を会期中に入れることは、今のところございません。

それとできましたら、議会運営委員会の付託事件の範囲内ということですので、委員長としては、取りあえず範囲外という判断をいたします。大変重要な点だということは認識しておりますので、川上委員におかれましては、一般質問等のそういった場でしっかりと追及なり意見を述べられるべきだと思っておりますので、議会運営委員会では取り扱わないということをお思っております。

○川上委員

委員長から一般質問でというふうに言われましたけど、それは用意をしておりますし、機会がある委員会で先ほど言った2点から追及もしたいと思うんですけれども、本会議の議事進行に当たり、動議を出したいと思っておりますので、その点については、議長において取り計らいもお願いしたいと思います。

○委員長

かしこまりました。

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 20

再 開 10 : 21

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。「会期日程及び会議予定」について質疑がありましたけども、異議があるということでありましたので、お諮りいたします。「会期及び会議予定」について、事務局説明のとおりとすることに、賛成の議員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、そのように決定いたしました。

次に、「決算特別委員会の設置」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

認定第1号から10号までの10件の決算認定議案につきましては、申し合わせにより特別委員会を設置して付託することとされておりますので、これに従い、特別委員会を設置しまして、審査日程につきましては、今定例会中の9月19日、20日及び24日の3日間としていただいております。

なお、案件に記載しておりますとおり、特別委員会の名称は「令和5年度決算特別委員会」、委員定数は「11人」としていただいております。

以上、ご審議方、よろしく願います。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。認定第1号から第10号までの10件については、事務局説明のとおり、決算特別委員会を設置し、審査することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、特別委員会の名称は、「令和5年度決算特別委員会」とし、委員定数は11人とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会の名称、委員定数については、そのように決定いたしました。

次に、「委員の人員割り振り等」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

委員の人員割りににつきましては、「令和5年度決算特別委員会人員割表」をご覧ください。

委員定数は先ほど申しました「11人」ということでございます。

各会派の人員から2.5名につき1名の割合で選出をしていただきたいと思いますと考えております。

正副議長及び監査委員につきましては会派人員数には算入しますが、選出の対象とはなりません。不足する委員数につきましては、白抜きの三角(△)印で示しております端数がある各会派間等で協議のうえ、4名を選出していただきたいと思いますと考えております。

なお、各会派間等で調整に至らない場合は、正副議長において、選出委員を調整するよういたしております。

選出委員の届け出期限につきましては、8月30日、金曜日、午後5時までとしていただき、特別委員会の設置につきましては9月3日、火曜日、定例会初日の本会議におきまして、議案に対する質疑、委員会付託に際して、議長発議により設置していただいております。

以上、ご審議方、よろしくお願ひいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「委員の人員割り振り」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「委員の人員割り振り」については、そのように決定いたしました。

次に、「人選の届け出期限」は、8月30日、金曜日、午後5時までとし、「特別委員会の設置時期」については、9月3日、火曜日、本会議での議案の委員会付託のときとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「人選の届け出期限」及び「特別委員会の設置時期」は、そのように決定いたしました。

次に、「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

案件に記載しておりますとおり、一般質問の通告締め切りにつきましては、8月27日、火曜日の午後5時までとなっておりますので、よろしくお願ひします。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案、請願につきましては、9月4日、水曜日、午後5時までに提出していただきますようお願ひいたします。

なお、認定第1号から10号までの認定議案に対する質疑通告につきましては、日程の関係上、行いませんので、ご了承願ひします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「陳情の取り扱いについて」事務局に説明させます。

○議会事務局次長

提出されております陳情が1件ございます。

「陳情第15号 母(王乖彦:オウカイゲン)が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情」につきましては、そのデータをサイドボックスの本定例会のフォルダに掲載いたしますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「陳情の取り扱いについて」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議員派遣について」事務局に説明させます。

○議会事務局次長

来る10月9日及び10日に、岩手県盛岡市において、第19回全国市議会議長会研究フォーラムが、10月17日及び18日に、兵庫県姫路市において、第86回全国都市問題会議が、それぞれ開催されます。

いずれも、閉会中に申し込み手続きを行う必要がありましたことから、会議規則第161条第1項の規定に基づき、閉会中の議員派遣として、議長において派遣の決定がなされておりますので、ご報告いたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

本件については、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:30

再 開 10:41

委員会を再開いたします。

「議会基本条例について」ご協議いただきます。

まず、資料要求についてですが、田中武春委員より「田川市、行橋市、豊前市の議会基本条例制定に至るまでの経緯について」、川上委員より「川越市の「議会基本条例の必要性の有無について」報告書」、以上2件について、事前に資料要求の通告がっております。

事務局にお尋ねいたします。各委員から要求がおります資料は提出できますか。

○議会事務局次長

提出できます。

○委員長

お諮りいたします。各委員から要求がありました資料について、要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、事務局に資料の提出を求めます。

資料の準備ができております。サイドボックス内のフォルダに資料を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、皆様のご意見をお聞きいたしたいと思っております。ご意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

○田中武春委員

資料を出していただきまして、ありがとうございます。3市の基本条例に関する経緯なんですけども、事務局はつくっていただきまして、ありがとうございます。簡単でいいので、ちょっと内容を説明していただくということはできるでしょうか。

○委員長

田中委員、それは田川市、行橋市、豊前市、それぞれの。事務局、説明できますか。

○議会事務局次長

では、田川市、行橋市、豊前市の議会基本条例制定に至るまでの経緯ということで、資料を御覧ください。

(1) 田川市議会ですが、平成22年4月27日、ここから始まっております。特別委員会

を設置し、15回の審議が行われております。協議の項目につきましては、記載しておりますので、後ほど御覧いただきますようお願いいたします。視察関係になりますが、1ページの下段のほうに平成22年8月3日に埼玉県在所沢市に先進地視察ということで行かれております。その下ですが、平成22年12月22日、第5回定例会最終日において、全会一致で可決されており、平成23年4月1日より施行されております。これが田川市になります。

続きまして、2ページが行橋市議会になっております。平成24年12月14日の12月定例会において、議長の発議により調査研究が始まっております。行橋市議会におきましては、平成24年12月14日から26年6月19日までの間に合計30回の特別委員会を開催されております。協議項目につきましてはその下に①から③の条例の制定過程までございますので、こちらにつきましても、後ほど御覧いただければと思います。最終的に平成26年9月の定例会、平成26年12月定例会で行橋市議会基本条例を一部改正ということになっております。

続きまして3ページです。豊前市議会になります。平成21年5月29日に議会制度調査特別委員会が設置され、ここで協議が始まっております。豊前市におきましては、平成21年5月29日から平成22年4月29日までの間に13回の特別委員会を開催されております。協議項目につきましては、その下段に書いてありますので後ほど御覧ください。平成22年6月22日、6月定例会において、豊前市議会基本条例が全会一致で可決され、平成22年6月23日より施行されております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○田中武春委員

これを見るとですね、平成22年度当初、22年、24年、21年、ちょうどこの時期は、全国的に議会基本条例を各市町村で設置しようじゃないかという、そういうムードがあった時期だったというふうに聞いております。この時期に飯塚市として、この基本条例の議論はされていたんだろうと思いますけども、基本的にこれを見ますと、議員提出議案として出たのが田川市、それから議長発議というのが行橋市、豊前市も議長発議ということで、そこからスタートというふうになっております。期間も1年であったり2年であったり長期間になっているようがございますけども、基本的には全会一致ということになっているみたいです。

この議会運営委員会で議会基本条例の有無を議論しておりますけども、なかなかこのメンバーだけで判断するのは、ちょっと厳しいかなという思いはあります。今後、どういった協議をしていくのかというのは、いろんな資料を見ながら、やっていかないかと思っていますので、皆さんのお知恵も借りないかと思っていますので、意見なりましたけども、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

ほかに意見等も含めてございませんか。

○川上委員

川越市議会の「議会基本条例の必要性の有無について」報告書、平成26年12月5日、政策検討会議ということになっております。ありがとうございます。この政策検討会議は中を見ると、議会運営委員会の下につくったということになっているようです。そして、1年3か月の検討会議では12回の会議と、講師として野村稔氏と廣瀬克哉氏のお二人をお招きした勉強会、そして3市議会（春日部市・米沢市・会津若松市）への視察を実施したと。この間に議会基本条例とはどのようなものか、そしてその時点での必要性の有無について考え理解を深めた。更に川越市議会の現状と課題、川越市議会のあり方を改めて振り返る時間も有意義であったというのが「はじめに」書いてあって、終わりに、本報告で議会基本条例の必要性の有無について意見を一つにまとめるには至らなかったものの、今回の検討を通じて、議会改革については、議会として目的を共有化し、一層集中的に取り組んでいく必要があると考えたということなんですけど、ちょうど10年前のことなんです。川越市議会の例規集をネットで見ます

と、議会基本条例というのが見当たらないんですよ。それで、事務局のほうで、これを入手する過程で、川越市議会に現在、議会基本条例があるかどうか把握したか、ちょっとお尋ねします。

○議会事務局次長

今回の件につきましては、川越市のほうには連絡をとっておりません。

○川上委員

この資料はネットから取っただけの資料で、むこうとは接触していないんですね。はい、分かりました。

○委員長

ほかにご意見、ご質問等はありませんか。

(な し)

ほかにはないようですので、「議会基本条例について」は、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後に、次回の委員会は9月3日、火曜日の定例会初日、午前9時30分から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

本日の審査は全て終了いたしましたので、これもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。